

## 大阪市建築物の環境配慮に関する条例

制 定 平成24年1月31日 条例第10号  
最近改正 平成29年2月27日 条例第17号

### (目的)

第1条 この条例は、建築物の環境配慮に関し、本市、建築主等及び市民の責務を明らかにするとともに、建築物に係る総合的な環境評価に関し必要な事項を定め、建築主等の環境に対する自主的な取組を促進することにより、快適で環境にやさしい建築物の普及を図り、市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる都市の良好な環境を確保し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の持続的な確保に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (2) 建築主 法第2条第16号に規定する建築主をいう。
- (3) 住宅部分 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第11条第1項に規定する住宅部分をいう。
- (4) 非住宅部分 建築物省エネ法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。
- (5) 特定環境配慮建築物 床面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号により算定された床面積をいう。以下同じ。）（増築又は改築を行う場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積。第7号及び第6条の2第1項から第4項までにおいて同じ。）の合計が2,000平方メートル以上の建築物のうち市規則で定めるものをいう。
- (6) 特定建築主 特定環境配慮建築物の新築、増築又は改築（以下「新築等」という。）をしようとする者をいう。
- (7) 準特定環境配慮建築物 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物のうち市規則で定めるものをいう。
- (8) 準特定建築主 準特定環境配慮建築物の新築等をしようとする者をいう。
- (9) 特定所有者 床面積の合計が300平方メートル以上の建築物のうち市規則で定めるものを所有する者をいう。
- (10) 建築物の環境配慮 建築物の環境への負荷を低減することその他の建築物に関する環境への配慮をいう。

### (本市の責務)

第3条 本市は、この条例の目的を達成するため、建築主、建築物を所有する者、建築物の管理者及び市民との連携を図りながら、建築物の環境配慮に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

### (建築主等の責務)

第4条 建築主は、建築物の環境配慮に関する情報の提供、新築等の工事時における環境への負荷の低減の取組その他の建築物の環境配慮のために適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 建築物を所有する者及び建築物の管理者は、その所有し、又は管理する建築物について、建築物の環境配慮のために適切な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 建築主、建築物を所有する者及び建築物の管理者は、本市が実施する建築物の環境配慮に関する調査に協力する責務を有する。
- 4 前3項に定めるもののほか、建築主、建築物を所有する者及び建築物の管理者は、本市が実施する建築物の環境配慮に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、本市が実施する建築物の環境配慮に関する施策に協力する責務を有する。

(建築物総合環境評価基準の策定等)

第6条 市長は、次に掲げる事項について、建築主が建築物の環境配慮のための措置を適切に実施するための基準（以下「建築物総合環境評価基準」という。）を定めるものとする。

- (1) エネルギーの使用の抑制に関する事項
  - (2) 資源及び資材の適正な利用に関する事項
  - (3) 敷地外の環境への負荷の低減に関する事項
  - (4) 室内環境の向上に関する事項
  - (5) 建築物の長期間にわたる使用の促進に関する事項
  - (6) 周辺地域の環境の保全に関する事項
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 市長は、建築物の環境配慮に係る性能（以下「環境性能」という。）の評価を表記した標章（以下「建築物環境性能表示」という。）の様式及びその表示に関する基準（以下「表示基準」という。）を定めるものとする。
  - 3 建築物総合環境評価基準及び表示基準は、科学的知見、技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な変更をするものとする。
  - 4 市長は、建築物総合環境評価基準、建築物環境性能表示の様式及び表示基準を定め、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(特定建築主の環境配慮義務)

第6条の2 特定環境配慮建築物（建築物省エネ法第18条第1号に掲げる建築物を除く。以下この条において同じ。）に係る非住宅部分の新築等（住宅部分の新築等と併せてする非住宅部分の新築等を除く。）をしようとする者は、当該非住宅部分の床面積（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する床面積に限る。以下この条において同じ。）の合計が2,000平方メートル以上である場合には、当該非住宅部分を次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める基準に適合させなければならない。

- (1) 当該非住宅部分の新築等をしようとする者が建築物省エネ法第11条第1項の規定の適用を受けるもの以外のものである場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める基準

- ア 当該非住宅部分の床面積の合計が、工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの（以下「工場等」という。）の用途に供する建築物の部分の面積を除いて 2,000 平方メートル以上であるとき 次に掲げる基準
- (ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省令・国土交通省令第 1 号。以下「省令」という。）第 1 条第 1 項第 1 号に定める基準
- (イ) 省令第 10 条第 1 号（同号ロに定める基準を除く。）に定める基準
- イ アに掲げるとき以外のとき ア(ア)に掲げる基準
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合であって、当該非住宅部分の床面積の合計が、工場等の用途に供する建築物の部分の面積を除いて 2,000 平方メートル以上であるとき 同号ア(イ)に掲げる基準
- 2 特定環境配慮建築物に係る住宅部分の新築等（非住宅部分の新築等と併せてする住宅部分の新築等を除く。）をしようとする者は、建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 6 号により算定された当該特定環境配慮建築物の高さが当該新築等の後において 60 メートルを超える、かつ、当該住宅部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上である場合には、当該住宅部分を省令第 1 条第 1 項第 2 号に定める基準に適合させなければならない。
- 3 特定環境配慮建築物の新築等（非住宅部分の新築等と住宅部分の新築等とを併せてする新築等に限る。以下この項及び次項において同じ。）をしようとする者は、当該非住宅部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上である場合には、当該非住宅部分を次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める基準に適合させなければならない。
- (1) 当該非住宅部分の新築等をしようとする者が建築物省エネ法第 11 条第 1 項の規定の適用を受けるもの以外のものである場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める基準
- ア 当該非住宅部分の床面積の合計が、工場等の用途に供する建築物の部分の面積を除いて 2,000 平方メートル以上であるとき 次に掲げる基準
- (ア) 省令第 1 条第 1 項第 3 号（住宅部分に係る部分を除く。）に定める基準
- (イ) 省令第 10 条第 1 号（同号ロに定める基準を除く。）に定める基準
- イ アに掲げるとき以外のとき ア(ア)に掲げる基準
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合であって、当該非住宅部分の床面積の合計が、工場等の用途に供する建築物の部分の面積を除いて 2,000 平方メートル以上であるとき 同号ア(イ)に掲げる基準
- 4 前項に定めるもののほか、特定環境配慮建築物の新築等をしようとする者は、建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 6 号により算定された当該特定環境配慮建築物の高さが当該新築等の後において 60 メートルを超える、かつ、当該住宅部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上である場合には、当該住宅部分を省令第 1 条第 1 項第 3 号（非住宅部分に係る部分を除く。）に定める基準に適合させなければならない。
- 5 建築物省エネ法第 23 条第 1 項の認定を受けた特定環境配慮建築物については、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める基準に適合するものとみなす。
- (1) 非住宅部分の新築等（住宅部分の新築等と併せてする非住宅部分の新築等を除く。）をしようとする場合 第 1 項第 1 号ア(ア)に掲げる基準
- (2) 住宅部分の新築等（非住宅部分の新築等と併せてする住宅部分の新築等を除く。）をしようとする場合 第 2 項に定める基準

- (3) 非住宅部分の新築等と住宅部分の新築等とを併せてする新築等をしようとする場合 第3項第1号ア(フ)に掲げる基準及び前項に定める基準
- 6 特定建築主は、市長が定めるところにより、当該特定環境配慮建築物にエネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー源その他の永続的に利用することができる認められるエネルギー源を利用する市規則で定める設備を導入することについて検討しなければならない。

(建築物環境計画書等の作成等)

第7条 特定建築主は、市規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した建築物の環境配慮のための措置に係る計画書（以下「建築物環境計画書」という。）を作成し、当該特定環境配慮建築物の新築等の工事に着手する日前の市規則で定める日までに、市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
  - (2) 特定環境配慮建築物の名称及び所在地
  - (3) 設計者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
  - (4) 特定環境配慮建築物の概要
  - (5) 建築物の環境配慮のために講じようとする措置
  - (6) 建築物総合環境評価基準による評価結果
  - (7) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める基準への適合状況
    - ア 非住宅部分の新築等（住宅部分の新築等と併せてする非住宅部分の新築等を除く。）をしようとする場合 省令第1条第1項第1号及び省令第10条第1号（同号口に定める基準を除く。）に定める基準
    - イ 住宅部分の新築等（非住宅部分の新築等と併せてする住宅部分の新築等を除く。）をしようとする場合 省令第1条第1項第2号に定める基準
    - ウ 非住宅部分の新築等と住宅部分の新築等とを併せてする新築等をしようとする場合 省令第1条第1項第3号及び省令第10条第1号（同号口に定める基準を除く。）に定める基準
  - (8) 前条第6項の規定による検討の結果
  - (9) 建築物環境性能表示の広告への表示の予定の有無及び予定している場合にはその表示内容
  - (10) 第11条の規定による認定を受けた場合には当該認定を行った者の氏名
- 2 準特定建築主及び特定所有者のうち第2条第9号に規定する建築物の改修（建築物に関する新築等以外の工事をいう。以下同じ。）をしようとするものは、市規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した建築物環境計画書を作成し、当該準特定環境配慮建築物の新築等又は当該建築物の改修の工事に着手する日前の市規則で定める日までに、市長に届け出ができる。
- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
  - (2) 建築物の名称及び所在地
  - (3) 設計者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
  - (4) 建築物の概要

- (5) 建築物の環境配慮のために講じようとする措置
  - (6) 建築物総合環境評価基準による評価結果
  - (7) 建築物環境性能表示の広告への表示の予定の有無及び予定している場合にはその表示内容
  - (8) 第11条の規定による認定を受けた場合には当該認定を行った者の氏名
- 3 特定所有者は、市規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した建築物の環境配慮のための措置を評価した評価書（以下「建築物環境評価書」という。）を作成し、市長に届け出ることができる。
- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
  - (2) 建築物の名称及び所在地
  - (3) 建築物の概要
  - (4) 建築物の環境配慮のための措置
  - (5) 建築物総合環境評価基準による評価結果
  - (6) 建築物環境性能表示の広告への表示の予定の有無及び予定している場合にはその表示内容
  - (7) 第11条の規定による認定を受けた場合には当該認定を行った者の氏名
- 4 市長は、第1項若しくは第2項の規定による建築物環境計画書の届出又は前項の規定による建築物環境評価書の届出があったときは、市規則で定めるところにより、その概要を公表するものとする。
- 5 第1項又は第2項の規定により建築物環境計画書の届出をした者は、当該建築物環境計画書に従い、建築物の環境配慮のための措置を講ずるものとする。

（建築物環境計画書の変更の届出等）

- 第8条 前条第1項又は第2項の規定により建築物環境計画書の届出をした者は、これらの規定に規定する工事が完了するまでに当該届出に係る同条第1項各号又は同条第2項各号に掲げる事項の変更をしようとするときは、市規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、軽微な変更その他の市規則で定める変更については、この限りでない。
- 2 前条第4項の規定は、前項の規定による届出について準用する。この場合において、当該届出をした者は、当該届出に係る変更後の建築物環境計画書に従い、建築物の環境配慮のための措置を講ずるものとする。

（新築等の取りやめの届出等）

- 第9条 第7条第1項又は第2項の規定により建築物環境計画書の届出をした者は、これらの規定に規定する工事を取りやめたときは、市規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- 2 第7条第4項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（工事完了の届出等）

- 第10条 第7条第1項又は第2項の規定により建築物環境計画書の届出をした者は、これらの規定に規定する工事が完了したときは、市規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- 2 第7条第4項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(有資格者による認定)

第11条 次条第1項若しくは第2項又は第15条第1項から第4項までの規定により建築物環境性能表示の広告への表示を行う場合においては、あらかじめ、市規則で定める資格を有する者により、第7条第1項第6号、同条第2項第6号又は同条第3項第5号に掲げる建築物総合環境評価基準による評価結果が適正である旨の認定を受けなければならない。

(特定建築主による建築物環境性能表示の表示等)

第12条 特定建築主又は第7条第1項の規定により建築物環境計画書の届出がされた特定環境配慮建築物を所有する者（特定環境配慮建築物を所有する者と当該特定環境配慮建築物の管理者が異なる場合にあっては管理者）（以下これらを「特定建築主等」という。）は、特定環境配慮建築物（市規則で定める特定環境配慮建築物を除く。次項において同じ。）の全部又は一部の販売又は賃貸を目的とした広告で市規則で定めるものをしようとするときは、表示基準に基づき、当該広告中に建築物環境性能表示を表示しなければならない。

- 2 特定建築主等は、特定環境配慮建築物の全部又は一部の販売又は賃貸の媒介又は代理の依頼を行った場合において、当該販売又は賃貸の媒介又は代理の依頼を受けた者（以下「特定環境配慮建築物販売等受託者」という。）が当該特定環境配慮建築物の全部又は一部の販売又は賃貸を目的とした広告で市規則で定めるものをしようとするときは、表示基準に基づき、当該広告中に当該特定環境配慮建築物販売等受託者をして建築物環境性能表示を表示させなければならない。
- 3 前項に規定する場合において、特定環境配慮建築物販売等受託者は、同項の規定による表示に協力しなければならない。
- 4 特定建築主は、表示基準に基づき、特定環境配慮建築物の工事現場の見やすい場所に、建築物環境性能表示を表示しなければならない。

(特定建築主等による建築物環境性能表示の表示等)

第13条 特定建築主等は、最初に前条第1項の規定による表示をし、又は最初に同条第2項の規定による表示をさせたときは、市規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。同条第1項の規定による表示をし、又は同条第2項の規定による表示をさせた後、建築物環境性能表示の内容に変更が生じた場合において、当該変更後の建築物環境性能表示を最初に表示し、又は最初に特定環境配慮建築物販売等受託者をして表示させたときも同様とする。

(特定建築主等による環境性能の説明)

第14条 特定建築主等及び特定環境配慮建築物販売等受託者は、第12条第1項又は第2項に規定する広告をした特定環境配慮建築物を購入し、又は賃借しようとする者に対し、当該特定環境配慮建築物に係る環境性能を説明するよう努めなければならない。

(準特定建築主等による建築物環境性能表示の表示等)

第15条 準特定建築主（第7条第2項の規定により建築物環境計画書の届出をした者に限る。次項、第17条、第18条第2項及び第3項並びに第20条第2項において同じ。）は、準特定環境配慮建築物の全部又は一部の販売又は賃貸を目的とした広告で市規則で定めるものをしようとするときは、表示基準に基づき、当該広告中に建築物環境性能表示を表示することができる。

- 2 準特定建築主は、準特定環境配慮建築物の全部又は一部の販売又は賃貸の媒介又は代理の依頼を行った場合において、当該販売又は賃貸の媒介又は代理の依頼を受けた者（以下「準特定環境配慮建築物販売等受託者」という。）が当該準特定環境配慮建築物の全部又は一部の販売又は賃貸を目的とした広告で市規則で定めるものをしてしまうときは、表示基準に基づき、当該広告中に当該準特定環境配慮建築物販売等受託者をして建築物環境性能表示を表示させることができる。
- 3 第7条第1項から第3項までの規定により建築物環境計画書又は建築物環境評価書の届出がされた建築物（以下「届出済建築物」という。）を所有する者（同条第1項の規定により建築物環境計画書の届出がされた特定環境配慮建築物を所有する者を除くものとし、届出済建築物を所有する者と当該届出済建築物の管理者が異なる場合にあっては管理者とする。次項において同じ。）は、当該届出済建築物の全部又は一部の販売又は賃貸を目的とした広告で市規則で定めるものをしてしまうときは、表示基準に基づき、当該広告中に建築物環境性能表示を表示することができる。
- 4 届出済建築物を所有する者は、届出済建築物の全部又は一部の販売又は賃貸の媒介又は代理の依頼を行った場合において、当該販売又は賃貸の媒介又は代理の依頼を受けた者（以下「届出済建築物販売等受託者」という。）が当該届出済建築物の全部又は一部の販売又は賃貸を目的とした広告で市規則で定めるものをしてしまうときは、表示基準に基づき、当該広告中に当該届出済建築物販売等受託者をして建築物環境性能表示を表示させることができる。
- 5 第2項及び前項に規定する場合において、準特定環境配慮建築物販売等受託者及び届出済建築物販売等受託者は、これらの規定による表示に協力しなければならない。

（準特定建築主等による建築物環境性能表示の表示の届出）

第16条 第13条の規定は、前条第1項から第4項までの規定による建築物環境性能表示の表示について準用する。

（準特定建築主等による環境性能の説明）

第17条 準特定建築主及び準特定環境配慮建築物販売等受託者並びに届出済建築物を所有する者（届出済建築物を所有する者と当該届出済建築物の管理者が異なる場合にあっては管理者）及び届出済建築物販売等受託者は、第15条第1項から第4項までに規定する広告をした建築物を購入し、又は賃借しようとする者に対し、当該建築物に係る環境性能を説明するよう努めなければならない。

（指導及び助言）

第18条 市長は、届出済建築物の環境配慮を図るために必要があると認めるときは、第7条第1項から第3項までの規定により建築物環境計画書又は建築物環境評価書の届出をした者に対し、当該建築物環境計画書又は建築物環境評価書の内容について、必要な指導又は助言を行うことができる。

- 2 市長は、第12条第1項、第2項若しくは第4項の規定による特定環境配慮建築物の建築物環境性能表示の表示をした特定建築主等若しくは特定環境配慮建築物販売等受託者、第15条第1項若しくは第2項の規定による準特定環境配慮建築物の建築物環境性能表示の表示をした準特定建築主若しくは準特定環境配慮建築物販売等受託者又は同条第3項若しくは第4項の規定による

届出済建築物の建築物環境性能表示の表示をした特定所有者（届出済建築物の特定所有者と当該届出済建築物の管理者が異なる場合にあっては管理者。次項及び第20条第2項において同じ。）若しくは届出済建築物販売等受託者に対し、これらの規定による表示の的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、必要な指導又は助言を行うことができる。

3 市長は、第12条第1項若しくは第2項の規定による特定環境配慮建築物の建築物環境性能表示の表示をした特定建築主等若しくは特定環境配慮建築物販売等受託者、第15条第1項若しくは第2項の規定による準特定環境配慮建築物の建築物環境性能表示の表示をした準特定建築主若しくは準特定環境配慮建築物販売等受託者又は同条第3項若しくは第4項の規定による届出済建築物の建築物環境性能表示の表示をした特定所有者若しくは届出済建築物販売等受託者に対し、第14条又は第17条の規定による説明の的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、必要な指導又は助言を行うことができる。

#### （報告等の徴収）

第19条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、第7条第1項から第3項までの規定により建築物環境計画書又は建築物環境評価書の届出をした者に対し、建築物の環境配慮に係る措置の実施状況その他必要な事項について報告又は資料の提出を求めることができる。

#### （勧告及び公表）

第20条 市長は、正当な理由なく第7条第1項、第8条第1項、第9条第1項、第10条第1項、第13条又は第16条の規定に違反していると認められる者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、第12条第1項若しくは第4項の規定による特定環境配慮建築物の建築物環境性能表示の表示をした特定建築主等、第15条第1項の規定による準特定環境配慮建築物の建築物環境性能表示の表示をした準特定建築主又は同条第3項の規定による届出済建築物の建築物環境性能表示の表示をした特定所有者が、正当な理由なく第18条第2項の規定による指導又は助言に従わず、かつ、第12条第1項若しくは第4項又は第15条第1項若しくは第3項の規定による表示が表示基準に照らして著しく不適切であると認めるときは、当該特定建築主等、準特定建築主又は特定所有者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

3 市長は、前2項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わなかったときは、その旨、勧告の内容及び当該勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）を公表することができる。

4 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき者にその理由を通知し、意見を聴くとともに、有利な証拠の提出の機会を与えるものとする。

#### （表彰）

第21条 市長は、建築物の環境配慮に関し特に優れた取組をした者を表彰することができる。

#### （大阪市建築物環境配慮推進委員会）

第22条 建築物の環境配慮に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議するため、大阪市建築物環境配慮推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、前項に規定する事項について、市長に意見を述べることができる。

- 3 委員会は、委員5人以内で組織する。
- 4 委員は、学識経験者その他市長が適當と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 前各項に定めるものほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

(施行の細目)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年9月22日 条例第129号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第4項の規定は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の大坂市建築物の環境配慮に関する条例（以下「第1条の規定による改正後の条例」という。）第6条の2の規定は、この条例の施行の日前に第1条の規定による改正前の大阪市建築物の環境配慮に関する条例第7条第1項の規定により届出を行った建築物総合環境計画書（同項に規定する建築物総合環境計画書をいう。以下同じ。）に係る特定建築物（大阪市建築物の環境配慮に関する条例第2条第3号に規定する特定建築物をいう。以下同じ。）の新築、増築又は改築（以下「新築等」という。）については、適用しない。
- 3 この条例の施行の際現に届出が行われている建築物総合環境計画書は、第1条の規定による改正後の条例第7条第1項に規定する建築物環境計画書（以下「建築物環境計画書」という。）とみなす。
- 4 第2条の規定による改正後の大坂市建築物の環境配慮に関する条例第6条の2第1項の規定は、平成27年10月1日以後に届出を行う建築物環境計画書に係る特定建築物の新築等について適用し、同日前に届出を行った建築物環境計画書に係る特定建築物の新築等については、なお従前の例による。

附 則 (平成29年2月27日 条例第17号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条並びに附則第5項及び第6項の規定は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の大坂市建築物の環境配慮に関する条例（以下「第1条の規定による改正後の条例」という。）第6条の2第1項から第5項までの規定は、この条例の施行の日前に第1条の規定による改正前の大阪市建築物の環境配慮に関する条例（以下「第1条の規定による改正前の条例」という。）第7条第1項の規定により届出を行った建築物環境計画書（同項に規定する建築物環境計画書をいう。）に係る特定環境配慮建築物（第1条の規定による改正後の条例第2条

第5号に規定する特定環境配慮建築物をいう。以下同じ。) の新築、増築又は改築(以下「新築等」という。)については、適用しない。

- 3 前項に規定する新築等については、第1条の規定による改正前の条例第6条の2第1項の規定は、なお効力を有する。この場合において、同項は、「特定環境配慮建築物(大阪市建築物の環境配慮に関する条例の一部を改正する条例(平成29年大阪市条例第17号)第1条の規定による改正後の大阪市建築物の環境配慮に関する条例第2条第5号に規定する特定環境配慮建築物をいう。以下同じ。)で住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上であるもの又は建築基準法施行令第2条第1項第6号により算定された建築物の高さが60メートルを超える特定環境配慮建築物で住宅の用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上であるものの新築等をしようとする者は、当該各部分について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)附則第6条の規定による改正前のエネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号。以下「省エネルギー法」という。)第73条第1項に規定する判断の基準となるべき事項(当該特定環境配慮建築物が建築物省エネ法第11条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準(建築物省エネ法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。)に適合させなければならない特定環境配慮建築物である場合には、当該特定環境配慮建築物のうち住宅の用途に供する部分にあっては省エネルギー法第73条第1項に規定する判断の基準となるべき事項とし、当該特定環境配慮建築物のうち住宅以外の用途に供する部分にあっては同項に規定する判断の基準となるべき事項のうち建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に係る事項とする。)を遵守しなければならない。」とする。
- 4 この条例の施行の際現に届出が行われている第1条の規定による改正前の条例第7条第1項に規定する建築物環境計画書は、第1条の規定による改正後の条例第7条第1項に規定する建築物環境計画書(以下「建築物環境計画書」という。)とみなす。
- 5 第2条の規定による改正後の大阪市建築物の環境配慮に関する条例(以下「第2条の規定による改正後の条例」という。)第6条の2第1項及び第3項の規定は、平成30年4月1日以後に届出を行う建築物環境計画書に係る特定環境配慮建築物の新築等について適用し、同日前に届出を行った建築物環境計画書に係る特定環境配慮建築物の新築等については、なお従前の例による。
- 6 第2条の規定による改正後の条例第12条から第14条までの規定は、平成30年4月1日以後に届出を行う建築物環境計画書に係る特定環境配慮建築物について適用し、同日前に届出を行った建築物環境計画書に係る特定環境配慮建築物については、なお従前の例による。

#### 附 則(平成29年2月27日 条例第17号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の大阪市建築物の環境配慮に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第6条の2第1項及び第3項の規定は、平成30年4月1日以後に届出を行う建築物環境計画書に係る特定環境配慮建築物の新築等について適用し、同日前に届出を行った建築物環境計画書に係る特定環境配慮建築物の新築等については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第12条から第14条までの規定は、平成30年4月1日以後に届出を行う建築物環境計画書に係る特定環境配慮建築物について適用し、同日前に届出を行った建築物環境計画書に係る特定環境配慮建築物については、なお従前の例による。